

平成27年度 第7回教育委員会 次第

日 時 平成27年12月21日(月)
午後3時45分～
会 場 福光庁舎 402会議室

1 前回の議事録の承認

2 協議事項

- (1) 南砺市立図書館条例施行規則の改正について

- (2) 平成27年度教育委員会表彰候補者について

3 報告事項

- (3) 南砺市議会12月定例会一般質問等の要旨について

4 その他

- (4) 南砺市成人式の出席依頼について

- (5) 第62回文化財防火デー文化財防火訓練

- (6) 南砺市学校研究大会について

5 今後の日程

次回教育委員会開催(予定) 月 日() :

南砺市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

南砺市教育委員会
教育長

南砺市教育委員会規則第 号

南砺市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

南砺市立図書館条例施行規則（平成16年南砺市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「会長、副会長」を「会長及び副会長」に改める。

第11条ただし書中「館長」を「、館長」に改める。

第14条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改める。

第15条を削る。

第16条第1項中「南砺市立図書館利用申請書」を「前条の申請書」に、「生じたとき」を「生じたときは」に改め、「届出て、」を削り、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

第18条の見出し及び同条中「貸出」を「貸出し」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項各号列記以外の部分中「一人に貸出す」を「1人に貸し出す」に改め、同条第3項中「前各号に定めるほか」を「前2項に定めるもののほか」に、「、別に」を「別に」に改め、同条を第18条とする。

第20条第2項中「手続き等」を「手続等」に、「、第16条及び第17条」を「から第16条まで」に改め、同条を第19条とする。

第21条の見出し中「貸出」を「貸出し」に改め、同条を第20条とする。

第22条第6項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「必要な」を「、必要な」に改め、同条を第22条とする。

様式第3号中「(第22条関係)」を「(第21条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に有効期間内にある住民基本台帳カード（南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年南砺市条例第41号）の規定による廃止前の南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年南砺市条例第13号）第2条第1号に規定する住民基本台帳カードをいう。以下この項において同じ。）の交付を受け、**利用カードとして利用する手続を終えている場合においては、当該住民基本台帳カードを利用カードとみなす。**

南砺市立図書館条例施行規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(協議会の組織)</p> <p>第5条 南砺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に<u>会長、副会長</u>を置く。</p> <p>2 <u>会長、副会長</u>は委員の互選による。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 利用者は、図書館資料を損傷し、又は紛失した場合は、同一の現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし<u>館長</u>が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(貸出の登録)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(住民基本台帳カードによる利用カード)</p> <p>第15条 <u>南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年南砺市条例第13号。以下「住基カード条例」という。)</u>第2条第1号に掲げる情報が記録された住民基本台帳カードは、<u>利用カードとみなす。</u></p> <p>2 <u>住民基本台帳カードを利用カードとして利用する場合の</u>手続等は、<u>住基カード条例及び南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成16年南砺市規則</u></p>	<p>(協議会の組織)</p> <p>第5条 南砺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に<u>会長及び副会長</u>を置く。</p> <p>2 <u>会長及び副会長</u>は委員の互選による。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 利用者は、図書館資料を損傷し、又は紛失した場合は、同一の現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、<u>館長</u>が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(貸出しの登録)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>同上</p> <p>読点の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>個人番号カードへの切替えに伴う条の削除</p>

第14号)に定めるところによるものとする。

(登録内容の変更)

第16条 貸出登録を受けた者は、南砺市立図書館利用申請書の記載内容に変更が生じたとき、速やかにその旨を届出て、館長に届け出なければならない。

2 (略)

(利用カードの再交付)

第17条 (略)

(貸出の手続)

第18条 図書館資料の貸出を受けようとする者は、図書館資料に利用カードを添えて提出しなければならない。

(貸出点数及び期間)

第19条 図書館資料の一人に貸出す点数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前各号に定めるほか、館長が特に必要と認める場合は、その点数及び期間を、別に指定することができる。

(団体貸出し)

第20条 (略)

2 団体への貸出しの手続き等については、第14条、第16条及び第17条の規定を準用する。

(登録内容の変更)

第15条 貸出登録を受けた者は、前条の申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 (略)

(利用カードの再交付)

第16条 (略)

(貸出しの手続)

第17条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館資料に利用カードを添えて提出しなければならない。

(貸出点数及び期間)

第18条 図書館資料の1人に貸し出す点数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、館長が特に必要と認める場合は、その点数及び期間を別に指定することができる。

(団体貸出し)

第19条 (略)

2 団体への貸出しの手続き等については、第14条から第16条までの規定を準用する。

条の繰上げ及び
字句の改正

条の繰上げ

条の繰上げ及び
字句の改正

同上

条の繰上げ並び
に字句及び条ず

<p>3 (略) (貸出の制限) 第21条 (略) (資料の寄贈及び寄託) 第22条 (略) 2~5 (略) 6 寄託資料の<u>取扱</u>については、館長の定めるところによる。 (その他) 第23条 この規則に定めるもののほか<u>必要な事項</u>は、教育長が別に定める。 様式第3号(第22条関係) (略)</p>	<p>3 (略) (貸出しの制限) 第20条 (略) (資料の寄贈及び寄託) 第21条 (略) 2~5 (略) 6 寄託資料の<u>取扱い</u>については、館長の定めるところによる。 (その他) 第22条 この規則に定めるもののほか、<u>必要な事項</u>は、教育長が別に定める。 様式第3号(第21条関係) (略)</p>	<p>れの改正 条の繰上げ及び 字句の改正 同上 条の繰上げ及び 読点の追加 条の繰上げに伴 う改正</p>
---	--	---

○南砺市立図書館条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日
教育委員会規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南砺市立図書館条例(平成 16 年南砺市条例第 94 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 南砺市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 調査、研究等への援助
- (5) 他の図書館との相互協力事業の推進
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (8) 学校、博物館、公民館、研究所等との連絡及び協力
- (9) 図書館利用及び資料に関する広報活動
- (10) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業

2 条例第 2 条に規定する中央館は、地域館及び図書サービスコーナーを統括し、連絡調整に関する業務を行う。

(職員)

第 3 条 図書館に、館長、司書その他必要な職員を置く。

(職員の守秘義務)

第 4 条 図書館職員は、資料及び施設の提供を通じて知り得た利用者の個人的な利用情報を漏らすなど、利用者のプライバシーを侵す行為をしてはならない。

(協議会の組織)

第 5 条 南砺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長、副会長を置く。

2 会長、副会長は委員の互選による。

3 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の 3 分の 1 以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。

(会議の採決)

第 7 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

(開館時間及び休館日)

第8条 図書館及び図書サービスコーナーの開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、南砺市教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用者の遵守事項)

第9条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (2) 資料の返却期日を守ること。
- (3) 所定の場所以外に資料を持ち出さないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと。

(利用の制限)

第10条 館長は、この規則又は職員の指示に従わない者に対して、図書館の利用を停止し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、図書館資料を損傷し、又は紛失した場合は、同一の現物又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし館長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(視聴覚資料、機械、器具等の館内利用)

第12条 図書館の視聴覚資料、機械、器具等を館内で利用する者は、職員にその旨を申し出て、所定の場所で利用することができる。

(資料の複写)

第13条 図書館は、利用者が資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内においてこれを行うことができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とする。

(貸出の登録)

第14条 図書館資料の館外貸出を受けようとする者は、南砺市立図書館利用申請書(様式第1号)を館長に提出して貸出登録を受け、共通利用カード(様式第2号。以下「利用カード」という。)の交付を受けるものとする。

2 館長は、前項の登録に当たり、居住証明のできるものの提示を求められることができる。

3 利用カードを他に譲渡し、又は使用させてはならない。

4 利用カードが登録者本人以外によって使用され、損害が生じた場合、その責めは登録者本人に帰するものとする。

(住民基本台帳カードによる利用カード)

第15条 ~~南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年南砺市条例第13号。以下「住基カード条例」という。)第2条第1号に掲げる情報が記録された住民基本台帳カードは、利用カードとみなす。~~

~~2 住民基本台帳カードを利用カードとして利用する場合の手續等は、住基カード条例及び南砺市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則(平成16年南砺市規則第14号)に定めるところによるものとする。~~

(登録内容の変更)

第16条 貸出登録を受けた者は、南砺市立図書館利用申請書の記載内容に変更が生じたとき、速やかにその旨を届出て、館長に届け出なければならない。

2 館長は、前項の変更にあたり、居住証明のできるものの提示を求めることができる。

(利用カードの再交付)

第 17 条 利用カードを紛失したときは、再交付を受けることができる。

2 再交付に要する費用は、利用者の負担とする。

(貸出の手續)

第 18 条 図書館資料の貸出を受けようとする者は、図書館資料に利用カードを添えて提出しなければならない。

(貸出点数及び期間)

第 19 条 図書館資料の一人に貸出す点数は、次のとおりとする。

(1) 図書資料 10 点以内

(2) 視聴覚資料 3 点以内

2 貸出期間は、次のとおりとする。

(1) 図書資料 2 週間以内

(2) 視聴覚資料 1 週間以内

3 前各号に定めるほか、館長が特に必要と認める場合は、その点数及び期間を、別に指定することができる。

(団体貸出し)

第 20 条 市内の学校、地域団体、社会教育団体その他の団体で館長が適当と認める団体(以下「団体」という。)は、図書館資料の貸出しを受けることができる。

2 団体への貸出しの手続き等については、第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

3 1 団体が貸出しを受けることができる図書館資料(視聴覚資料を除く。)は、1 回につき 150 点以内とし、貸出期間は 1 月以内とする。

(貸出の制限)

第 21 条 館長が指定する図書館資料については、貸出しを行わないものとする。

(資料の寄贈及び寄託)

第 22 条 一般の利用者に供する目的をもって図書館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ館長に申し出るものとする。

2 館長は、前項の規定により申出を受けた資料が、図書館の資料として適当であると認めた場合は、寄贈又は寄託を受けることができる。

3 資料を寄託する者は、寄託申込書(様式第 3 号)を館長に提出しその承認を得なければならない。

4 資料の寄贈及び寄託に関する費用は、寄贈者及び寄託者の負担とする。ただし、特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

5 図書館は、寄託資料を災害等その他の事情により亡失し、又は損傷したことについて、その責めを負わない。

6 寄託資料の取扱については、館長の定めるところによる。

(その他)

第 23 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の城端町立図書館管理運営規則(平成9年城端町教育委員会規則第1号)、上平村立図書館設置条例施行規則(昭和56年上平村教委規則第1号)、利賀村立図書館規則(昭和56年利賀村規則第1号)、井波町立図書館規則(昭和31年井波町教育委員会規則第7号)、井口村立図書館管理運営規則(平成12年井口村教育委員会規則第8号)、福野町立図書館管理規則(平成3年福野町教育委員会規則第4号)又は福光町立図書館設置条例施行規則(昭和43年福光町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月30日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日までに発行した共通利用カードは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成20年9月24日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月20日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月17日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日までに発行した共通利用カードは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成23年8月4日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年11月24日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年1月1日前に貸出しを受けることができる団体として館長が別に認めた団体がした登録その他の行為は、この規則による改正後の南砺市立図書館条例施行規則の相当規定によりしたものとみなす。

附 則(平成25年11月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年12月定例会 一般質問答弁（教育関係）要旨

平成27年12月9日（水）

才川 議員 代表質問（一括）

6. 未来あるこども子育て支援について

①一貫的教育体系は

市長 幼児から小中学校への切れ目のない一貫的な教育体系を築くためには、成長過程に応じて必要な支援が継続されることが重要である。平成26年度から文部科学省から委託を受け「早期からの教育相談・支援体制構築事業」に取り組んでいる。早期支援コーディネーターが幼稚園や保育園を訪問し、特別な支援が必要な子どもと保護者に対して、幼・保・小が連携して支援している。

また、幼・保・小連携事業にも力を入れ、情報交換し相互で理解することから始めている。本年11月には、先進的な取組をしている岡山大学附属幼稚園・小学校の研究発表会に園長や教員が参加し、連携の在り方について見通しをもつことができた。幼稚園や保育園の「遊びながら学ぶ」活動から、小学校の「学びながら遊ぶ」活動へとつなげたい。

小中学校の連携においても、各中学校区で学習規律の統一や生活上のルールづくりなど、目指す児童生徒像を同一にしようと研修を積み重ねている。今年度は中学校の先生が小学の6年生を対象に乗り入れ授業にも取り組んでいる。また、次年度にかけ小中学校9年間を見通した指導の系統図を作成する準備を進め、小中間の指導の一貫性も図りたい。

今後とも、幼保・小・中の連続性のある教育体系を確立し、12年間を見通した教育の実現を目指したい。

13. 少子化に伴う教育環境の変化への対応

②児童数減少に伴う各活動の取り組みと小中学校の統合の検討は

市長 スポーツ少年団の団員確保に苦慮しており、市としてはスポーツ少年団の活動、交流事業の他に体育施設等使用料を支援している。また、総合型地域スポーツクラブで子どもたちを対象にセミナー等を開催し、運動好きな子どもを増やす努力もしている。

部活動についても部員数の減少に苦慮しており、中体連では、少子化に伴う部員数の減少で単独チームによる大会参加が困難な学校に配慮し、複数校による合同チーム編成での大会参加を認めている。あくまで、救済措置であり勝利を目的とするチーム編成ではない。今後とも、中体連と協議を重ね部

活動のあり方について校長会と共に考えていきたい。

学校統合については、平小学校と上平小学校の統合をもってひと段落つたと考えている。通学区域の見直し等についても、地域の要望や情勢を見据え、慎重に対応したい。

1 4. 世界文化遺産及び文化財の保存・継承について

①世界文化遺産を次代に引き継ぐ施策は

市 長 五箇山合掌造り集落は、今月、記念すべき世界遺産登録20周年を迎えた。相倉・菅沼両集落を良好な状態で次の世代に引き継ぐために、平成24年に策定した「世界遺産マスタープラン」を推進し、集落の保全や伝統文化・技術の継承に取り組んでいきたい。

施策の内容としては、茅場の造成や茅刈りなどへの民間企業や個人からの支援を拡大していくことが重要であり、今年度、福光・遊部自治会の主催により五箇山以外で初めて小茅の植栽事業を展開されたことは、今後、市内全域での世界遺産への保存と継承を深めていくための素晴らしい事例であり、より多くの市民にその価値を認識いただきたい。

今後、ふるさと教育の一貫として世界に誇る文化遺産を、集落住民自らが先生となり、地元小中学生に学習・体験をしてもらうことにより、後世にしっかり伝える心を育てていただき、その価値を一層高めていきたい。

1 4. 世界文化遺産及び文化財の保存・継承について

②文化財の保存・継承は

市 長 市内には、県内自治体中最多となる250件の国・県・市の指定文化財等があるほか多数の文化・歴史遺産が存在している。特に、長い歴史の中で守り伝えてこられた瑞泉寺や善徳寺は、本市あるいは地域の歴史や文化を正しく理解する上で欠かせないものである。

貴重な文化遺産を市民共有の財産として、世代を超えて保存・継承していくため、今後も地域の方々や関係団体と連携し、市埋蔵文化財センターでの展示・公開や関連講座の開催、インターネット等各種メディアによる情報発信などを行い、継続して文化財への意識を普及・啓発していくことが重要である。

また、来年11月には、日本の「山・鉾・屋台行事」がユネスコの無形文化遺産に登録される予定であり、「城端曳山祭」が世界の宝と認められることから、城端曳山祭保存会をはじめ城端地域の皆様が後世に保存・継承されるよう、市を挙げて支援すべきものと考えている。

齊藤 議員 （一問一答）

1. 観光・公共交通について

⑥体験修学旅行、オリンピック事前合宿など誘致

イ) 桂湖ボート場にオリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致を

教育部長 桂湖は天候の影響を受けにくく、合宿先として高く評価されています。本年度は社会人、大学など18団体の合宿を受け入れた。

桂湖ボート場への海外選手団の事前合宿誘致は、受け入れ競技への関心が高まることから、裾野の広いスポーツ振興につながるものと思っている。また、長期滞在による経済波及効果も大きく、観光振興や地域活性化の起爆剤として大きな期待が寄せられている。市としても積極的に情報提供や宣伝誘致活動に努めたい。

⑥体験修学旅行、オリンピック事前合宿など誘致

ウ) クライミングセンター、射撃場などを利用した各種大会誘致を

教育部長 桜ヶ池クライミングセンターでは、2001年から本年まで連続してスポーツクライミング競技JOCジュニアオリンピックカップ大会を開催している。また、夏休みなどには、多くの学校で合宿等に利用いただいている。

福光の射撃場においても、北信越国体など各種の大会が開催されている。今後とも、積極的に大会や合宿の誘致を行いたい。

水口 議員 （一問一答）

1. がん対策について

⑤学校でのがん教育について

ア) がん教育について学校では子供たちに対してどのような指導をしているか

教育部長 国では昨年7月に「がん教育総合支援事業」の実施に向け、「がん教育」の在り方に関する検討会を開催し、モデル地域で学校における「がん教育」を推進することを決めた。そのモデル地域として富山県が選ばれ、今年度、井口中学校が県内5校の実践校として「がん教育」に取り組んでいる。

井口中学校では、がんとはどういうものか理解したり、「がんピアサポーター」から体験談を聞いたりするなど、がん患者に対する正しい認識や命を大切にしたいという気持ちを高めることができた。しかしながら、国では学校での「がん教育」について、どのように進めていくか検討しているところであり、市内の小中学校でも、井口中学校のように積極的な取り組みが行われ

ている状況ではない。今後、国や県の動向を見ながら「がん教育」に取り組みたい。

イ) 学校におけるがん教育・生活習慣病予防教育の推進は

教育部長 小学校では学級活動や体育科の保健、中学校では保健体育科を中心に、がんの予防を含めた健康教育に取り組んでいるが、市内の小中学校ではがんやがん患者の対する理解を深める教育の実践は十分とはいえない。

そこで、今年度富山県から「がん教育」の指定を受けた井口中学校の取り組みを市内の小中学校に紹介し、専門科医をはじめとする関係機関との連携の在り方について検討したい。また、学校だけが取り組むのではなく、家庭での健康管理の重要性を働きかけ、がんの予防や早期発見につながるよう指導したい。

3. 市立図書館の更なる利便性向上を求めて

①雑誌スポンサー制度について

ア) 雑誌スポンサー制度の調査研究をしているか

教育部長 現在、県内では4自治体が導入している。これらの自治体などから話を聞き、検討する。

イ) 雑誌スポンサーの導入についての考えは

教育部長 現在、限られた予算のなかで、何とか雑誌数を維持しているが、今後、多様化するニーズに対応するため、雑誌スポンサー制度の導入について要項等を整備し、経済団体や関係機関にも協力を呼びかけるなど、実施に向けて検討したい。

②貸出図書の宅配サービスについて検討されたい

教育部長 市図書館では、小学校、保育園・幼稚園、子育て支援センターなどの児童施設や、図書館へ足を運ぶことが難しい方が集まる高齢者福祉施設、障がい者施設、公民館など43団体を対象に、定期的に団体貸出を実施している。年間貸出冊数は29,460冊と県下トップであり、利用者の方には大変喜ばれている。

議員ご提案の宅配サービスについては、重度身体障がい者または重度知的障がい者向けには、送料が半額となる「心身障がい者用ゆうメール」の制度もあるが、高齢者及び子育て世代については、現在はそうした制度がない。どれくらいの要望があるか、ということも含めて、今後調査・検討してみたい。

平成27年12月10日(木)

山本 議員（一問一答）

3. 景観条例の制定について

①「五箇山地域の景観を守る条例」は、景観法に基づく条例か。また、どのような景観保全の仕組みにするのか。

市 長 現在3月議会上程に向けて準備を進めている「五箇山景観条例」は、世界遺産登録時に緩衝地帯Ⅱ種の地域を保全するために、合併後は暫定条例となっている「平村・上平村 自然環境及び文化的景観の保全に関する条例」を市条例に移行・改訂するもので、景観法に基づかない、南砺市の自主条例として制定する。

「五箇山景観審議会」を設置し、五箇山の景観保全の基本となる「景観計画」を定め、緩衝地帯である平・上平全域をその対象区域とし、景観に影響を及ぼす行為には一定の基準を設け、基準を超えるものについては届出を受けて協議し、指導・勧告を行います。また、指導・勧告に従わない者は「公表できる」としている。

また、「重要景観形成区域」に指定し、より厳しい基準値を設定して優れた景観を守り、これらの基準値は、白川村の景観条例等を参考に検討している。

なお、地域の景観上重要な建物や樹木等については、「景観重要資産」として指定及び保全する制度を設ける。また、五箇山らしい景観の眺望地点を指定し、そこから眺望できる景観について保全を図る。

地域住民自らが行う景観づくり活動への支援を行うことや、優れた景観づくりに貢献している個人・団体を表彰することで、景観保全及び景観づくりへの励みとなる。

3. 景観条例の制定について

②世界遺産マスタープランで提案された簡便な手続きによる合掌集落保全の仕組みを①の条例で創設するのか

市 長 条例案には「五箇山景観審議会」の設置を盛り込んでおり、条例制定後に設置し、国史跡である相倉・菅沼合掌造り集落の現状変更を含め、五箇山の景観にかかわる重要事項について審議を行っていく予定である。

史跡の現状変更は、軽微なものについては、県又は市教育委員会で許可できることが文化財保護法施行令に定められており、合併後は県教委に相談の上、市で許可を行っている。一定の基準を超えるものについては、文化庁長官の許可が必要となる。

マスタープランでは、「(仮称)五箇山景観審議会」を設け、文化庁長官の

許可に係る重要案件について事前に審議を行い、審議会の意見を付して文化庁に送る方針を示している。これは、文化庁が許可判断を行う際、地元の意見を参考にしてもらうためであり、景観審議会でも史跡の現状変更にかかわる審議を行うようになって、現状変更の許可が今よりも簡便になることはない。

中島 議員（一問一答）

1. 「小中一貫教育」について

①市内の基本計画の「同一校区内の連携」は大切と思うが、「一部校区における小中一貫教育の導入に向けての調査研究」でいう「一部校区」とは、どの地域を指すのか。

教育長 「小中連携型教育」と「小中一貫教育」を意識して使い分けている。昨年度から小中連携に力を入れているが、現段階では小・中学校が学習規律や家庭学習の取り組みについて情報交換したり、中学校教員による小学校での算数や外国語活動の乗り入れ授業を実施しながら、小中連携型教育に取り組んでいる。同様に、井口小・中学校や利賀小・中学校では兼務発令により、音楽や体育、外国語活動、算数において中学校教員が小学校で年間をとおして子どもたちに専門的に指導しており、学習への興味関心が高まっている。小学校教員も中学校の国語や理科の授業指導に加わることで、生徒指導面のサポートを担っている。連続性のある学びの場にするためにも、9年間を見通した指導計画の必要性が増している。

南砺市の学校は施設一体型、施設隣接型、施設分離型の3つの形態に分類される。一部校区における小中一貫教育の導入については、どのタイプの中学校区で行うのが本市の教育に適しているか、小規模校を軸に調査中である。

視察に行った4・3・2制の小中一貫教育を行っている奈良市田原小中学校では、小中9年間で3期に分けることで、児童生徒がリーダーになる機会が増えたり、様々な交流活動により、下級生は上級生へ憧れを抱き、上級生は下級生への優しさを育んだりするよさがあると伺った。

小中一貫教育をどのような形で推進していくか、先進地の取り組みも参考にしながら慎重に議論を重ねたい。

②基本計画にいう「小中一貫教育の導入」とは、どのような内容を考えているのか。「義務教育9年間を通じた教育課程の編成」も考えているのか。

教育長 「南砺市の学校教育」を実現するためには、幼・保小の接続を大切に

すると共に、小中学校が連携した教育指導の充実を図ることが重要である。具体的には、「学習指導の連続性」と「生徒指導の連続性」を核として、小中の連携を進めたい。「学習指導の連続性」においては、目指す授業スタイルの浸透や教員の専門性を生かす学習指導の展開、家庭での学習習慣の確立に取り組んでいる。「生徒指導の連続性」においては、中学校区で目指す授業や学校生活のルール・マナーの設定、個別の指導計画やいじめ防止連携シートの作成、あいさつ運動等の相互交流活動の推進に力を入れている。

「義務教育9年間を通じた教育課程の編成」については、小・中学校教員が互いの学習内容のつながりについて意識していない傾向にある。そこで、今年度中に算数・数学と理科において小中学校9年間を見通した指導の系統図を作成する準備を進めており、順次教科数を増やしていく。各学校においても9年間の見通しをもった指導の充実が図られるよう努めたい。

③小学校教育の大きなメリットにクラス担任制がある。担任教師の課題は重いからこそ、少人数学級化で手厚い補償が必要だ。基本計画で「小学校での教科担任制を一部導入する」としているが、どの様なことを考えているのか。

教育長 小学校における学級担任制のよさは、一人ひとりに合わせて教科指導を行ったり、学習や生活面から肯定的に評価したりできるなど、子どもたちと教師の人間関係の確立、子どもたちに対する粘り強い指導などが挙げられる。一方、教科担任制のよさは、専門的な指導力を発揮できる点にある。小学生の発達段階を鑑み、小学校では学級担任制がとられてきた。

しかし、学校保健統計調査結果によると子どもたちの発達は以前よりも2年ほど早まっていると言われている。また、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、小学校6年生から中学校1年生にかけていじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加している。この様な点から、小学校段階から色々な教師と接した方がよいと考えられるようになり、教科担任制を一部導入する考えが生まれた。本市においても、小学校の高学年を中心に理科や社会、音楽、体育等に教科担任制を一部導入することにより、中学校における教科担任制に対する抵抗感がなくなり、小中学校間の学習面で段差解消につながる。また、担任以外の教師が子どもたちと触れ合うことで児童理解が深まり、生徒指導等に役立てることが出来る。学級担任にとっても担任する子どもたちについて客観的に観察することができる。

今年度から、教科担任制の導入を各小学校で実施している。教科担任制を導入することにより学級の問題を担任が抱え込むことなく、学校全体で解決

することができる。年度末に効果を検証し、次年度の取り組みにつなげたい。

古軸 議員（一問一答）

2. 南砺市の観光戦略について

①五箇山合掌造り集落について

ウ) 更に魅力を感じていただく取り組みについては

市長 世界遺産の価値をより深く実感していただくため、四季折々のライトアップ、五箇山民謡披露のほか、集落の歴史的資源や旧道等を活用した回遊型ルートを整備し、誘導を図る取り組みが行われている。和紙漉き、茅刈り、田植えや稲刈り、屋根雪おろしなど、ここでしかできない体験の場を提供し、人々の生活がある世界遺産の魅力を十分に味わってもらうことが、滞在型の観光客の増加にとって重要である。

また、世界遺産のほかにも、五箇山地域をはじめ市内には祭りや文化財、景観や自然などに優れた観光資源が数多くあります。集客力に長けた世界遺産を核として、これらを有機的につなぐ魅力あるルートやストーリーを提案し、滞在型観光の増加につなげていきたい。

さらに、「マスタープラン」の方針に基づき、今後もガイダンス機能の充実を図る。

本年、相倉集落では「相倉合掌の里美術展」及び「もう一つの五箇山展」、菅沼集落では「玉本奈々個展」が開催され、歴史ある合掌造り内部での素晴らしい美術展が多くの観光客に感動を与えている。

外国からの観光客も多く、民俗館の展示物や表示の多言語対応も順次進める。

また、世界遺産の魅力を十分に味わっていただくための案内役である観光ガイドの質を高める研修と、ガイドの祝祭日の常駐など、観光客が利用しやすい環境を目指す。

世界遺産の魅力を正確に発信するには、議員ご指摘のように専門の学芸員配置が望ましいと考えるので、将来的な課題として検討する。

2. 南砺市の観光戦略について

①五箇山合掌造り集落について

エ) 地域の方々との相互理解の取り組みは

市長 市は、集落の保存的な観点を中心として、定期的に両集落の合掌造り家屋などの状況確認はもちろんのこと、住民の皆様とのコミュニケーション

を積極的に図ってきた。

平成24年10月には、世界遺産集落の抱える問題点を整理し、その解決に向けた方策を示した「世界遺産マスタープラン」を策定した。プランの検討段階から世界遺産集落の住民各位に参画していただき、活発な意見交換を重ねて相互理解を深め、世界遺産の保存や継承のあり方について、認識を共有してきた。

現在も、五箇山景観条例案の作成に当たり、世界遺産集落、平・上平地域の方々と共に検討会議を重ねている。

特に本年は、世界遺産登録20周年記念の年であることから、記念事業を推進する上で両集落の皆様と膝を交えて事業内容の検討協議をさせていただき、成功裏に終了した。

一方、20周年記念にあわせて、世界遺産合掌造り集落の保存と活用に長くご尽力いただいたお二方を南砺市功労表彰させていただいた。

今後も世界遺産の保存継承と活用のため、住民の皆様と共に考え、共に歩むことを基本に、世界遺産集落にかかわる課題の解決に取り組んでいく。

片岸 議員（一門一答）

1. 「南砺幸せなまちづくり創生総合戦略」について

⑥若者に「夢と希望」をもたらすスポーツ振興策と選手育成計画は

市長 オリンピックにおける海外選手団の事前合宿や、全国レベルの大会の誘致は、多くの市民がスポーツの素晴らしさに感動し、とりわけ青少年にとっては、夢と高い目標を抱くきっかけともなる。また、経済波及効果も大きく、観光振興や地域活性化の起爆剤としても大きな期待が寄せられることから、南砺市特有のスポーツ施設を活用した大会や合宿の誘致に向け、積極的に取り組んでいきたい。

現在、ボート、クライミング、射撃が五輪の競技と言うことで事前合宿等の誘致活動を進めて行きたい。

過日、長谷文部科学文部大臣の部屋に訪れた時に、事後合宿を考えたかどうかと言う話があった。事後合宿なら、帰国までの数日間、中学生高校生と交流する時間があるスポーツ団体もいるのではないかという話であった。

選手育成計画については、現在、ライフル射撃、スキー、ソフトテニス、ダンススポーツなどの種目で、ジュニアの選手が全国大会上位入賞を果たしている。また、先日、水泳の全国記録会8歳の部で4冠を達成した、なんと

スイミングクラブ所属、城端小学校2年生の中嶋(なかしま)碧(あお)選手が市長室を訪れてくれた。こういった選手を育成強化して行かなければならない。才川体協会長とも連携して、さらに競技力を向上していかなければならない。

来年度は、教育委員会が2017年に向けてスポーツ推進計画の改訂作業に取り組みたい。その中で、強化と言うものをしっかりと位置づけをして将来の選手の育成・強化体制を検討していきたい。

総務文教常任委員会（教育関係）要旨

平成27年12月15日(火)

○議案第110号 南砺市体育施設条例の一部改正について

浅田委員 井波八乙女体育館の開館予定は。

浦辻課長 4月からの開館を目指している。遅くとも4月中には開館できる。

浅田委員 管理事務所等の増築工事は必要か。

浦辻課長 2階に事務室にできる部屋があるので必要ない。備品類も県から無償で譲り受けるので、あまり経費をかける必要はない。

浅田委員 地域包括医療ケアセンターの工事中、体育館利用者の安全対策は。

豊川部長 進入路は病院側からとなるかもしれない。工事区域には高い塀を作り、体育館利用者の安全確保に努めたい。

○議案第100号 平成27年度南砺市一般会計補正予算(第5号)の所管部分

城岸委員 中学校教育振興費の予算説明資料には、デジタル教科書4教科（ICT遠隔協働学習実施校3校）とデジタル教科書1教科（ICTモニター校3校）とあるが、同じものか。

酒井次長 デジタル教科書4教科は、山間部で実施しているICT遠隔協働学習実施校で購入するもので、デジタル教科書1教科については、平野部の学校からモニター校として3校を選定し、購入しようと考えている。

城岸委員 議案書の予算説明欄には、教員用教科書指導書購入と電子黒板購入しか記載がないが、デジタル教科書は恒例のものではないので、説明資料のように教科書指導書、デジタル教科書、電子黒板のように分けて記載した方がよいのではないか。また、ICT遠隔協働学習に取り組んでいるが、今ど

の様な状況か。

酒井次長 委員ご指摘のとおり、次回から分かりやすく記載させていただく。

I C T遠隔協働学習については、11月末に第1回実証研究委員会を上平小で開催した。第2回の実証研究委員会については、1月下旬に開催し、委員の皆様へ授業を参観してもらう予定である。

浅田委員 井波小学校大規模改修工事については、長寿命化も含めた改修だと思っている。耐用年数はどのくらい延びると考えているか。

酒井次長 長寿命化改修を実施すると30年耐用年数は延びると考えている。

井波小学校は、今回、大規模改修で補助採択となったので今後も大規模改修となるが、工事の内容は長寿命化改修と同じ内容で実施する。

浅田委員 児童数も減少し、余裕教室もでてくるが、このまま大規模改修工事を実施するのか。

酒井次長 井波小学校については、プールの前の3階建ての特別棟を解体し、不要な部分の減築も考えている。

浅田委員 学校の改築及び改修については、将来を見据え実施してほしい。

古軸委員 電子黒板をモニター校に購入するとあるが、今後も財源は一般財源になるのか。

酒井次長 今後、国庫補助の対象となる事業があれば採択に向け努力したい。今のところない。

古軸委員 過疎地域では補助の対象とならないのか。

齊藤次長 I C T遠隔協働学習事業については、国の補助対象になった。これは、リースで借りることにより対象となった。一般的に電子機器については、耐用年数等が問題となり対象とはならない。

古軸委員 世界遺産関係費で嘱託職員が週4日から5日勤務になった理由は何か。

此尾課長 文化・世界遺産課に嘱託職員として建築専門員の技師1名が勤務しているが、世界遺産関係の保存・管理事業の申請や報告をはじめ、毎年2件程度申請している国登録有形文化財の調査等があり仕事量が増加したからである。

古軸委員 職員で学芸員の資格を持つ人はどのような配置になっているか。また、専門分野はどのようなものか。

此尾課長 文化・世界遺産課には2名の学芸員が所属しており、専門は埋蔵文化財である。また、福光美術館にも2名の学芸員が配属されており、同じく

専門は埋蔵文化財である。

古軸委員 城端曳山の修理保存関係に文化・世界遺産課の学芸員が担当されているが、文化庁に指導いただき対応願いたい。

此尾課長 今後もしっかりと対応していきたい。

○議案第124号 南砺市クレー射撃場の指定管理者の指定について

古軸委員 県有から市有となった経緯は。

田中市長 県は鉛公害の関係で長く施設を閉鎖し、その間に除去作業を行っていた。除去が終わった時、廃止という案もあったが、住民の強い要望もあり、県から市が無償譲渡を受けて運営することにした。

古軸委員 修繕等に県の補助はあるのか。

高山総務部長 譲渡を受けた際に県から受けた資金を基金として積み立て、取り崩して修繕費に充てている。基金の残高が少なくなってきたら、対応策を県と協議したい。

古軸委員 今後も市の負担が増えないよう、配慮されたい。

○市政一般に対する質疑

浅田委員 井波中学校グラウンド整備工事については、補助採択の関係で発注が遅れたと聞いている。また、工事遅れており、保護者が心配している。発注者、施設管理者、工事施工者が協力して、保護者に不安を与えないように工事を進めていかななくてはならないのではないか。

酒井次長 発注については、市単独工事で発注しており、発注時期については、学校と協議をし、体育大会や砺波地区新人大会の練習に支障がないように工事を発注した。市教委と学校と業者で協議をしながら年度内に完成をしたい。

浅田委員 お互いが納得いくように工事を進めてもらいたい。また、市内の学校のグラウンドの環境がよくない。前向きに取り組んでいただきたい。

酒井次長 大規模改修を中心に実施している。切れ目のないように実施したい。

池田委員 南砺市展が2会場開催から1会場になったが効果は。市展会場へのシャトルバスの運行ができないか。

此尾課長 南砺市展が2会場開催から1会場になったことにより、福光美術館の入場者が大幅に増加し、常設展示も見学いただき相乗効果があった。期間中のシャトルバスの運行については検討していきたい。

平成28年南砺市成人式 地域別成人者数一覧（予定）

2015/12/7

区 分		城 端		平・上平		利 賀		井 波		井 口		福 野		福 光		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1 2 月 1 日 時 点	住民登録者 A	34	35	7	5	1	3	34	43	7	4	81	64	81	92	245	246
	卒業生等 B	7	3	2	0	2	2	6	4	0	2	12	5	8	15	37	31
	該当者数小計 C(A+B)	41	38	9	5	3	5	40	47	7	6	93	69	89	107	282	277
対象成人者総数 D		79		14		8		87		13		162		196		559	
出 欠 回 答	回収数 E	39	32	9	5	3	5	38	44	7	6	82	63	80	102	258	257
		71		14		8		82		13		145		182		515	
	回収率 F(E/D)	95.1%	84.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	93.6%	100.0%	100.0%	88.2%	91.3%	89.9%	95.3%	91.5%	92.8%
出 席 予 定 者 数	出席者数 G	35	28	8	5	3	5	36	41	7	5	75	61	72	89	236	234
		63		13		8		77		12		136		161		470	
	出席率 H(G/D)	85.4%	73.7%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	90.0%	87.2%	100.0%	83.3%	80.6%	88.4%	80.9%	83.2%	83.7%	84.5%
		79.7%		92.9%		100.0%		88.5%		92.3%		84.0%		82.1%		84.1%	

前年参加者	
男	女
253	238
491	

前年参加率	
男	女
88.8%	86.2%
87.5%	

南砺市教育委員会 会議・行事予定(12月下旬～1月下旬)

月 日	曜	時間	会議・行事	会 場
12月22日	火	8:30	武蔵野市交流観劇ツアー(～23日)	武蔵野市
1月4日	月	9:00	新年執務始め式、辞令交付式、永年勤続職員表彰式、1月定例庁議、新春記者会見	福野庁舎2階講堂 他
1月8日	金	14:00	議会 全員協議会	福光庁舎 全員協議会室
1月9日	土	9:00	南砺市消防出初式	井波総合文化センター
1月10日	日	10:00	南砺市成人式	市内7会場
1月11日	月	9:30	南砺市連合婦人会「市長と語る会」	南砺市北野ふれあいセンター
1月11日	月	15:00	公益社団法人となみ青年会議所新年祝賀会	砺波平安閣
1月12日	火	9:00	平成27年度富山県高校総体スキ競技会兼第65回全国高校スキー大会富山県予選会開会式	平行政センター 大ホール
1月16日	土	9:30	「第14回なんと版画年賀状公募展」開会式	福光美術館
1月19日	火	9:00	中学校長会・小学校長会	福野中学校・井口小学校
1月22日	金	16:00	第46回富山県建築賞 表彰式	富山電気ビルディング
1月23日	土	9:00	第9回ウインターカップ中部日本選抜小学生バレーボール大会開会式(8:40まで受付)	福野体育館
1月24日	日	8:00	第62回文化財防火デー文化財防火訓練	市内6箇所
1月26日	火	14:00	第8回「B&G全国サミット」	東京都 笹川記念会館
1月28日	木	13:00	第2回遠隔協働学習実証研究委員会	井口小学校
1月29日	金	19:00	南砺市体育協会新年会	かねしま
2月4日	木	15:30	砺波地区教育センター協議会理事・幹事合同研修会	井波庁舎
2月5日	金	14:00	南砺市学校教育研究大会	井波総合文化センター
2月6日	土	18:00	城端綱引きクラブ 文部大臣賞受賞祝賀会	ホテルグランテラス富山(旧名鉄トヤマホテル)